

議案第32号

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年2月14日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
1-5078号線	つくば市上菅間 2514 番 2 地先から	
	つくば市上菅間 2515 番 2 地先まで	
5-3444号線	つくば市谷田部 586 番 3 地先から	
	つくば市谷田部 1763 番 1 地先まで	

（提案理由）

県道つくば真岡線明石バイパス開通及び認定誤謬により路線を廃止するため、この案を提出するものである。

つくば市 3月定例会

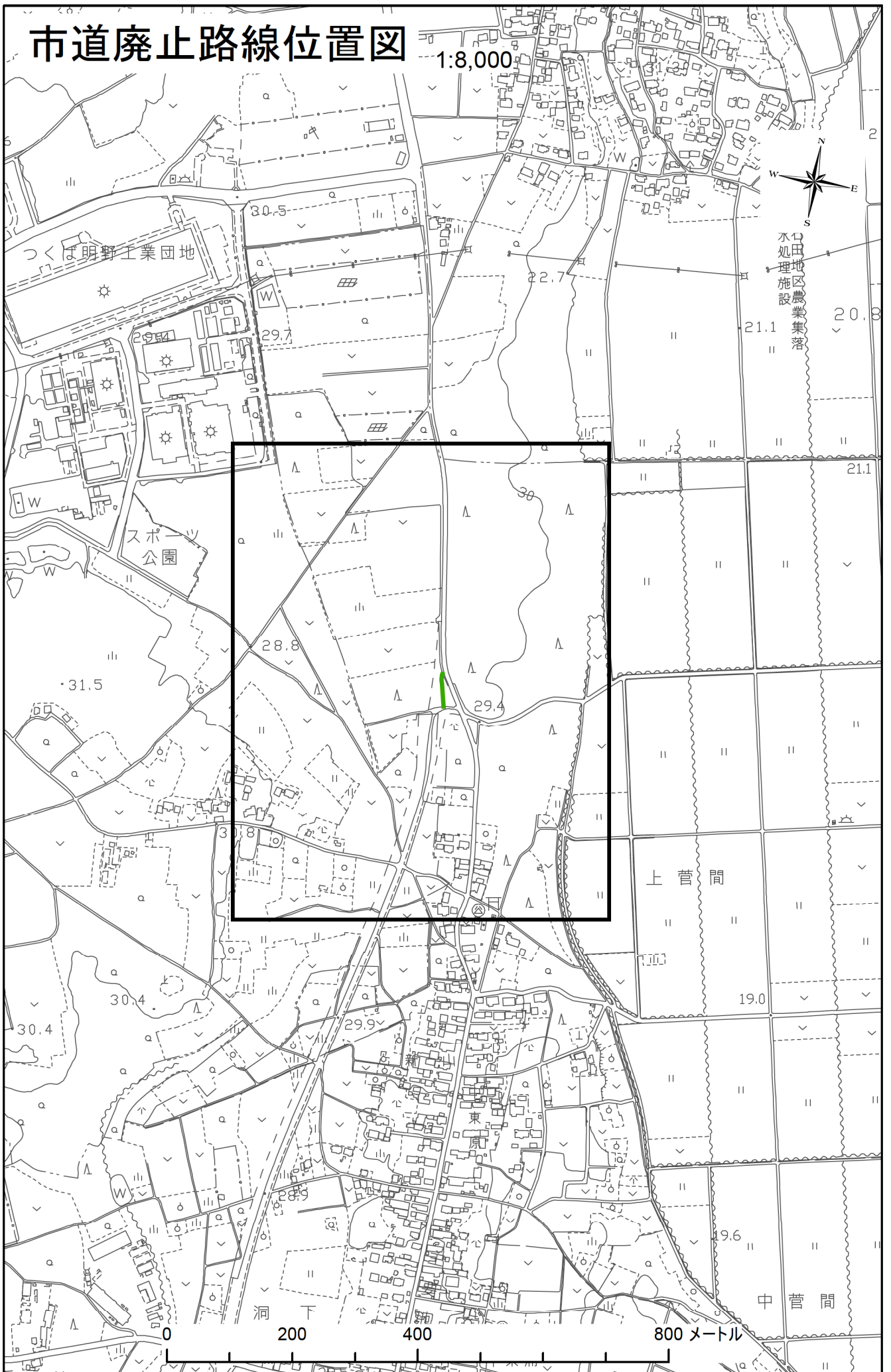
市道廃止図面

路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
1-5078号線	つくば市上菅間2514番2地先から	県道つくば真岡線明石バイパス開通により路線を廃止するため	1, 2	59.8
	つくば市上菅間2515番2地先まで			
5-3444号線	つくば市谷田部586番3地先から	認定誤謬により路線を廃止するため	3, 4	451.8
	つくば市谷田部1763番1地先まで			

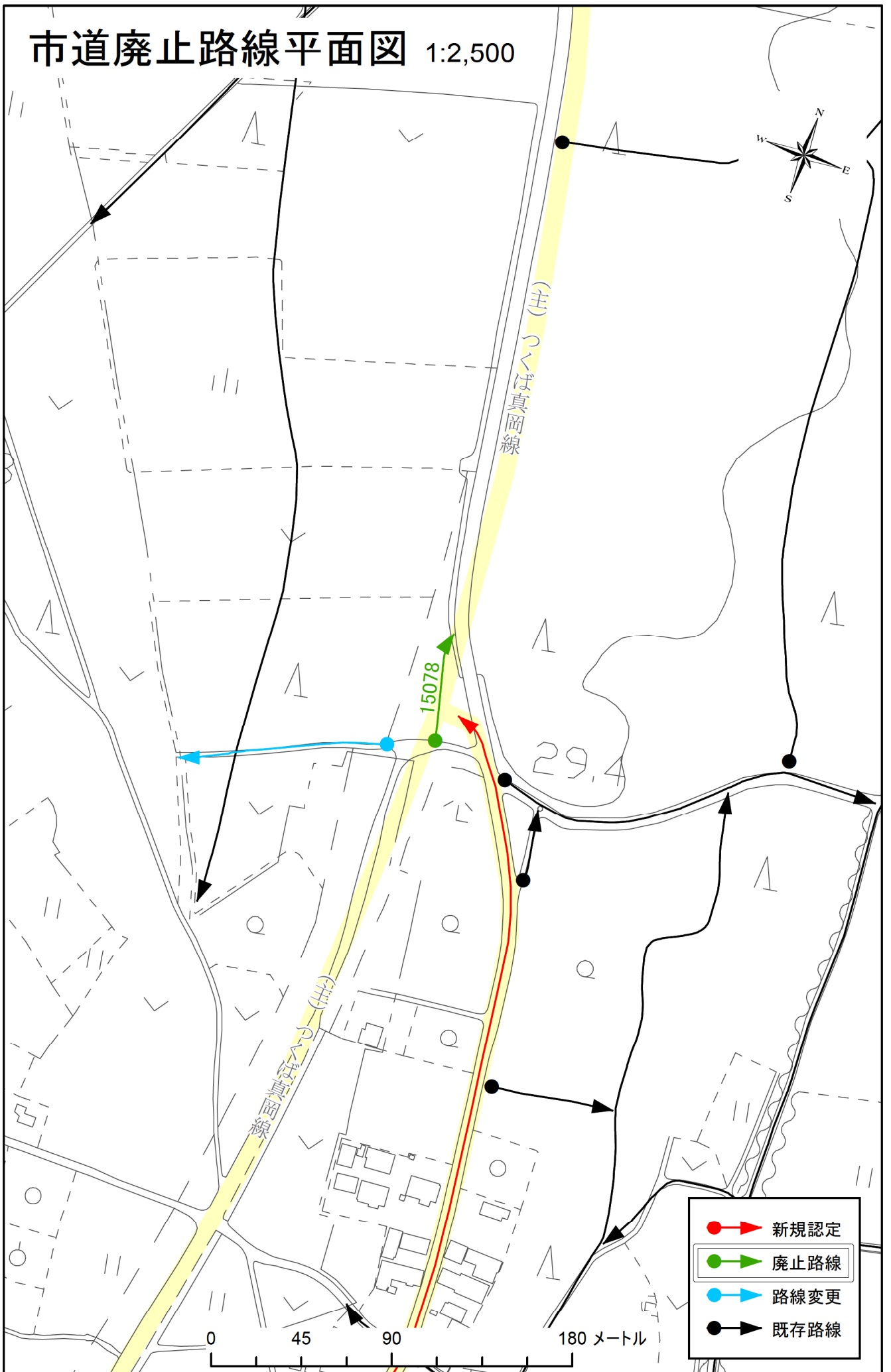
合計路線	2本
合計延長	511.6m

市道廃止路線位置図

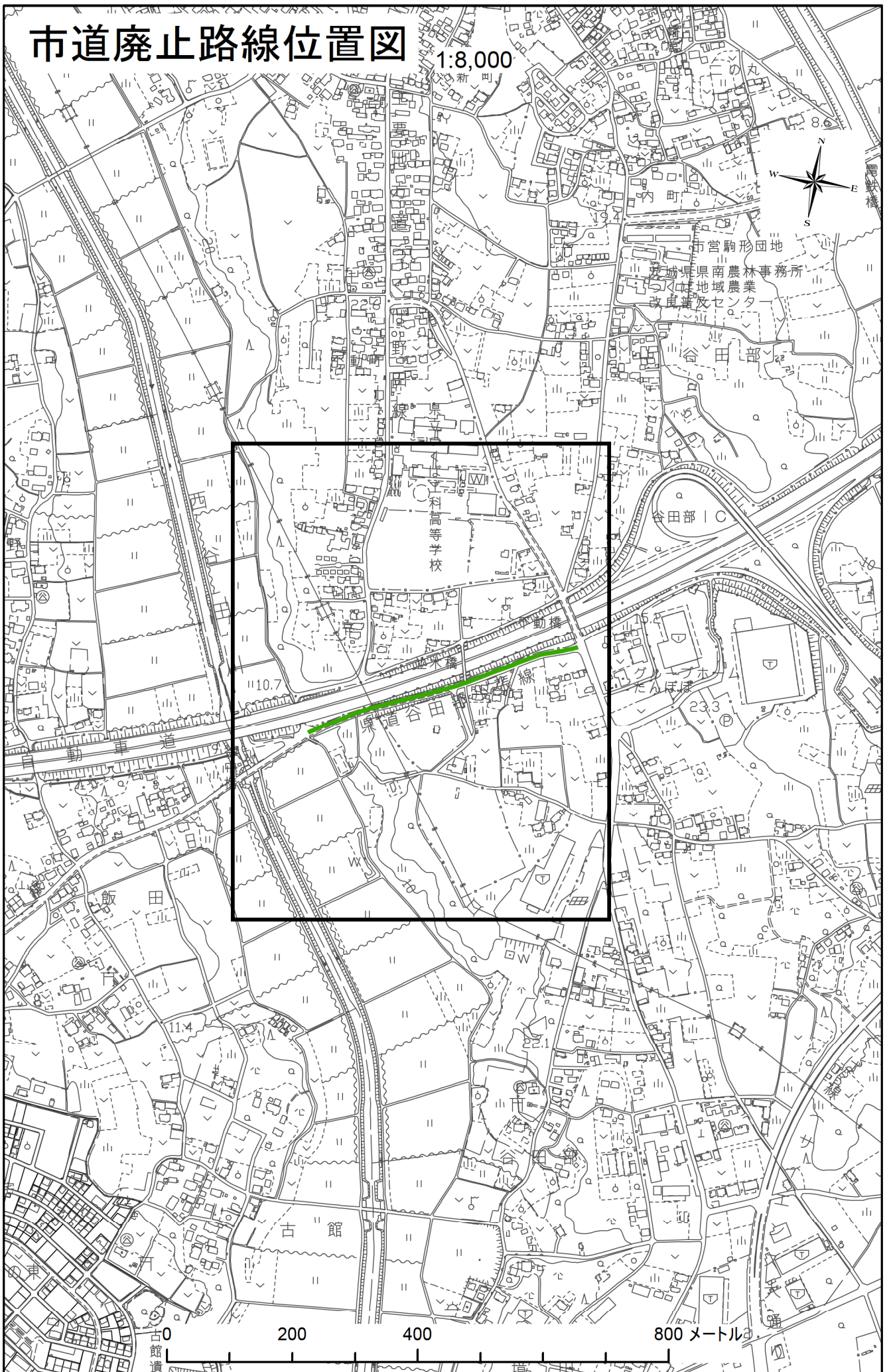
1:8,000



市道廃止路線平面図 1:2,500



市道廃止路線位置図 1:8,000



市道廃止路線平面図 1:4,000

